

やっぱり・安心!

国民健康保険

国民健康保険担当 (☎66-1103)
国民健康保険税担当 (☎66-1172)

国保のしくみは：

わが国では、皆さんがケガや病気をしたとき、経済的な心配をせずに安心してお医者さんにかかるよう、すべての人が何らかの健康保険に加入しなければならぬ「国民皆保険」制度になっています。

もし、加入の手続きがしていないと、治療費は全額自己負担になり、高額の治療費を請求されることになります。

国保（国民健康保険）は、職場の健康保険（健康保険組合や共済組合）に加入している人や、生活保護を受けている人を除いて、職業や年齢に関係なく、加入する医療保険です。みなさんからの保険税や国などからの補助金を財源に、蒲郡市が運営しています。

国保では、加入者一人ひとりが被保険者となりますが、加入の届け出

や保険税の納付は、世帯ごとに世帯主が行います。保険証は1世帯に1枚交付されます。
あなたと家族の健康を守るためにも、国保の正しいご理解を…。



こんな給付が

受けられます

①療養の給付

国保で医療を受けるとき、窓口で支払う一部負担金は、医療費の3割（退職者医療制度の適用者は、2割または3割）です。残りは国保が負担します。

なお、入院時の食事代は、他の医療費とは別枠で、定額自己負担です。

入院時の食事代 (1日あたり)

一般加入者	760円	
世帯等 住民税非課税	90日までの入院	650円
	90日を超える入院	500円
世帯等 住民税非課税 年金受給者 高齢者	300円	

※住民税非課税世帯等の人は「標準負担額減額認定証」が必要となりますので、市役所の国保担当窓口で申請を行ってください。

②療養費払い

保険証を持たずに治療を受けたときや、医師が必要と認めたコルセットなどの治療器具代、あんま、はり、灸、マッサージの費用などは、国保に申請して認められれば、あとから

7割（または8割）が払い戻されます。

③高額療養費の支給

被保険者が同じ月内で同一の医療機関に一定額以上の一部負担金を支払ったときに支給されます。

次のような場合、基準額を超えた分が申請により払い戻されます。

(1) 一部負担金が6万3千600円を超えた場合（住民税非課税世帯は3万5千400円）。

(2) 同じ世帯で、複数の人が一人3万円（住民税非課税世帯は2万1千円）以上の一部負担金を支払ったとき、合わせて6万3千600円を超えた場合の差額。

(3) 同じ世帯で、過去12カ月間に高額療養費の支給を4回以上受けた場合、4回目からは3万7千200円（住民税非課税世帯は2万4千600円）を超えた場合の差額。

(4) 厚生大臣が指定した特定の病気は、1カ月1万円を超えた場合の差額。

④出産育児一時金等の支給

子どもが生まれたときには出産育児一時金（30万円）、被保険者が亡くなったときには葬祭を行った人に葬祭費（7万円）が支給されます。

また、療養の給付等を受けるために移送されたときは移送費が支給されます。（保険者が必要と認めた場合）